

2024年度

## 監査法人のガバナンス・コードの適用状況

## 監査法人が果たすべき役割

**原則1** 監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

指針	適用	対応に関する説明
1-1.	Comply	品質管理は、資本市場の健全な維持・発展のために重要な社会的基盤の一つである監査制度の社会的信頼性を確保するための大前提として、当監査法人にとっての最重要課題と認識しており、監査品質の維持・向上を目指して継続的な改善を図っています。当監査法人では、メールマガジン「Futaba通信」を通じて、トップメッセージを発信しています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (2)</a> をご参照ください。
1-2.	Comply	当監査法人では経営理念、行動指針を共有することにより、監査品質の重要性を認識するとともに、社員会、研修等とおして持続的に品質管理の向上を図ることを周知徹底しています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅰ 1.</a> をご参照ください。
1-3.	Comply	当監査法人にとって、顧客、人材等の経営基盤と監査の品質は車の両輪です。どちらが欠けても監査法人経営は成り立ちません。監査の品質向上は監査法人において必須の事項です。社会的基盤たる監査制度において、監査の品質向上に向けた取り組みは常に <b>継続していくことが必要であると強く認識しています</b> 。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (2)⑤</a> 及び <a href="#">3. (1)</a> をご参照ください。
1-4.	Comply	当監査法人では社員会、法人内研修会等において制度改革、経済情勢など監査品質に関連する項目のみならず、品質管理に関するテーマについて積極的に議論しています。また、メールマガジンを発行して全構成員において情報共有を図っています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (2)⑤</a> 及び <a href="#">2. (1)②</a> をご参照ください。
1-5.	Comply	非監査業務は、財務調査業務、短期調査業務、監査人から引受事務幹事会社への書簡作成業務を除いて実質的には受嘱しないこととしています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (3)④</a> をご参照ください。 また、会計専門家である公認会計士及び税理士として多くの経験を積むことは監査業務においても大変有益と考えています。一方、業務の多様性については当監査法人では限界があります。そこで、当監査法人では監査業務以外でも幅広く会計・税務分野の知識を獲得することを期待し、独立性を確保した上で監査業務に支障のない範囲で兼業を認めています。
1-6.	N/A	当監査法人はグローバルネットワークには加盟していません。

※文中で参照している「本文」は、「2024年度 監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を指します。

## 組織体制

**原則2** 監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

	指針	適用	対応に関する説明
2-1.	<p>監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けなかった場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。</p>	Comply	<p>経営機関として社員会を設けています。全社員で構成される社員会は監査法人の最高意思決定機関であり、社員会での議論を経て組織運営を行っています。詳細は、<b>本文Ⅱ 1. (2)及び2. (1)</b>をご参照ください。</p>
2-2.	<p>監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与</li> <li>監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備</li> <li>法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備</li> <li>監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備</li> </ul>	Comply	<p>監査のリスクは、監査対象会社のその時々状況によって変化します。当監査法人では、これらの監査上のリスクに適切に対処することが資本市場の期待に応えることだと認識し、会社の置かれた状況に重要な変化があれば、臨時社員会を適宜開催し、様々な観点から議論を行い、監査手続のみならず、監査契約の在り方も含めた慎重な判断を行っています。詳細は、<b>本文Ⅱ 1. (2)</b>をご参照ください。</p> <p>当監査法人の社員会は、決定事項を各専門要員に一方向的に伝達するのみでなく、社員を通じて各専門要員の意見をフィードバックして検討する場でもあります。詳細は、<b>本文Ⅱ 2. (1)</b>をご参照ください。</p> <p>また、法人主催の集合研修を夏季及び冬季の年2回開催し、日本公認会計士協会が主催する研修で受講が必要と考えられる研修受講を指定、推奨しています。詳細は、<b>本文Ⅱ 3. (2)</b>をご参照ください。</p> <p>さらに、所定の評価方法に基づき、社員、非常勤専門要員ともに年1回の人事考課を実施しています。</p> <p>当監査法人では、紙媒体で監査調書を作成していますが、同時に電子調書への移行作業を行っています。電子調書システムは導入済みであり、これを支障なく運用するためのプロジェクトを進めています。詳細は、<b>本文Ⅱ 2. (2)</b>をご参照ください。</p>
2-3.	<p>監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。</p>	Comply	<p>監査法人は公認会計士の集団であり、当監査法人では監査経験の豊富な人材を専門要員として採用しているため、社員登用に際して監査業務に精通していることは当然の前提となります。その中から、監査現場における状況などから、監査法人の経営の一翼を担うことができると社員が認めた人材を推薦し、社員として選任しています。詳細は、<b>本文Ⅱ 3. (1)</b>をご参照ください。</p>

## 組織体制

**原則3** 監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

	指針	適用	対応に関する説明
3-1.	監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。	Comply	当監査法人では監督・評価機関を設けていませんが、経営機能の実効性を監督・評価する機能として、独立性を有する第三者を選任しています。当該第三者の役割は、毎月開催される社員会に出席し、監査法人外部からの視点による助言や評価を行うこととされており、経営機能の実効性の発揮を支援する機能が確保されていると考えられます。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 2. (1)③</a> をご参照ください。
3-2.	監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。	Comply	独立性を有する第三者の知見の活用、期待する役割、独立性に関する考え方については、 <a href="#">本文Ⅱ 2. (1)③</a> をご参照ください。
3-3.	監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言</li> <li>・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与</li> <li>・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与</li> <li>・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与</li> <li>・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与</li> <li>・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与</li> </ul>	Comply	独立性を有する第三者について期待される業務とその役割については、 <a href="#">本文Ⅱ 2. (1)③iii</a> をご参照ください。
3-4.	監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。	Comply	独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境整備については、 <a href="#">本文Ⅱ 2. (1)③iv</a> をご参照ください。

**原則4** 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針	適用	対応に関する説明
4-1. 監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。	Comply	当監査法人は、社員と非常勤専門要員を合わせて30人程の規模であり、また、各監査現場の責任者は原則として社員が担当することとしており、社員が頻繁に監査現場に往査しています。そのため、情報共有について、この特性を活かした全構成員による双方向かつ自由なコミュニケーションが可能です。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (2)⑤</a> をご参照ください。
4-2. 監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。	Comply	人材育成に係る方針について、当監査法人では、CPD制度で必須とされている不正リスク研修を法人主催の研修カリキュラムに組み込むなど配慮しています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 3. (2)</a> をご参照ください。 人事管理・評価及び報酬に係る方針について、監査実施者の評価及び報酬等に関する方針及び手続を定め、それに従って監査判断の根拠、質疑応答の深度、リスク対応姿勢を評価項目に含め、監査実施者の評価を実施しています。
4-3. 監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> <li>法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること</li> <li>法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること</li> <li>法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること</li> <li>法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること</li> </ul>	Comply	<p>バランスの取れた人員配置について、各監査チームにおいて、経験年数・専門分野・業種知識のバランスを考慮した構成員配置を行います。詳細は、<a href="#">本文Ⅱ 1. (6)②</a>をご参照ください。</p> <p>幅広い知見・経験の獲得機会について、非監査業務（IPOにおける財務調査や短期調査）へ参加し、監査判断に必要な多角的視点を獲得する機会を提供します。</p> <p>幅広い知見・経験の評価について、監査業務に加え、非監査業務、IT・内部統制等の経験を考慮します。計画的な活用について、幅広い経験を有する構成員を重点的に、複雑な監査業務に配置し、最適な人材を配置します。詳細は、<a href="#">本文Ⅱ 1. (6)②</a>をご参照ください。</p> <p>特にキャリア開発支援のための制度は提供していませんが、非常勤専門要員においては、独立性を確保した上で監査業務に支障のない範囲で兼業を認めることによって、専門性と幅広い経験を両立することのできる環境整備を図っています。詳細は、<a href="#">本文Ⅱ 3. (3)</a>をご参照ください。</p>

**原則4** 監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

指針		適用	対応に関する説明
4-4.	監査法人は、被監査会社のCEO・CFO等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。	Comply	経営陣との対話の強化について、被監査会社のCEO・CFO等の経営幹部との定期的な協議を実施し、重要な監査リスク、会計方針、経営判断に関する懸念事項を率直に共有します。監査役等との会合を適宜開催し、監査計画・進捗状況・リスク評価等について説明し、双方向のコミュニケーションを重視します。 監査現場での十分な意見交換や議論について、現場レベルで、被監査会社の担当者と監査チームが適時かつ定期的に打合せを行い、会計処理の背景やリスク認識について、深度ある議論を行います。複雑な論点や重要な会計上の見積りについては、事前に議論の場を設定し、双方の理解を確認します。
4-5.	監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。	Comply	通報制度の整備及び公表について、内部通報制度については、「内部通報規程」を設け、ホームページに「監査ホットライン」を設けています。詳細は、 <a href="#">本文Ⅱ 1. (11)</a> をご参照ください。 また、前記の「内部通報規程」において、通報者に対して、通報したことを理由としていかなる不利益も課してはならない旨を定めています。

## 透明性の確保

**原則5** 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針		適用	対応に関する説明
5-1..	<p>監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。</p>	Comply	<p>当監査法人では、公認会計士法施行規則第95条及び第96条の文書を当監査法人のホームページに掲載しています。また、これらの文書は、日本公認会計士協会のサイトでも公表しています。</p>
5-2.	<p>監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢</li> <li>法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針</li> <li>監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報</li> </ul>	Comply	<p>会計監査の品質の持続的な向上に向けた、当監査法人及びその構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢については、<b>本文Ⅰ 1. 及びⅡ 1. (2)</b>をご参照ください。</p> <p>当監査法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針については、<b>本文Ⅰ 1. (1)及びⅡ 1. (2)</b>をご参照ください。</p> <p>当監査法人の中長期的に目指す姿については<b>本文Ⅰ 1.</b>を、監査品質の指標(AQI: Audit Quality Indicator)については<b>本文Ⅱ 7.</b>をそれぞれご参照ください。</p> <p>また、会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報については、日本公認会計士協会の運営する「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上でトップメッセージ動画を公開することとしています。</p> <p>当監査法人における品質管理システムの状況については<b>本文Ⅱ 1.</b>をご参照ください。</p> <p>経営機関等の構成や役割については、<b>本文Ⅱ 1. (2)及びⅡ 2. (2)</b>をご参照ください。</p> <p>独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方については、<b>本文Ⅱ 2. ③</b>をご参照ください。</p> <p>当監査法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応は<b>本文Ⅱ 1. (3)④</b>をご参照ください。</p> <p>IT基盤の実装化に向けた対応状況については、<b>本文Ⅱ 4.</b>をご参照ください。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>監査法人における品質管理システムの状況</li> <li>経営機関等の構成や役割</li> <li>監督・評価機関等の構成や役割、独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方</li> <li>法人の業務における非監査業務(グループ内を含む。)の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応</li> <li>監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するためのIT基盤の実装化に向けた対応状況(積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。)</li> </ul>		

## 透明性の確保

**原則5** 監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

指針	適用	対応に関する説明
5-2.	Comply	<p>当監査法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針については、<b>本文Ⅱ 3.</b>をご参照ください。</p> <p>特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤の確保状況については、<b>本文Ⅱ 5.</b>をご参照ください。</p> <p>海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況については、<b>本文Ⅱ 6.</b>をご参照ください。</p> <p>監督・評価機関等を含め、当監査法人が行った監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価については、<b>本文Ⅱ 1. (12)及び(13)</b>をご参照ください。</p>
5-3.	N/A	<p>当監査法人はグローバルネットワークには加盟していません。</p>
5-4.	Comply	<p>当監査法人では、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に資する情報を提供する目的で日本公認会計士協会の運営する「上場会社の監査を担う中小監査事務所トップメッセージサイト」上でトップメッセージ動画を公開することとしています。また、同動画を作成するに当たり、独立性を有する第三者の助言を活用しています。</p>
5-5.	Comply	<p>実効性の定期的評価については、<b>本文Ⅱ 1. (12)</b>をご参照ください。</p>
5-6.	Comply	<p>組織的な運営の改善への活用状況については、<b>本文Ⅱ 2. (2)② i</b>をご参照ください。</p>